



# 資料編

成果指標一覧

第2次東近江市総合計画後期基本計画  
に関連する個別計画一覧

東近江市総合計画策定条例

東近江市総合計画策定条例施行規則

審議会諮問文

審議会答申文

東近江市総合計画策定委員会規程

東近江市政策推進戦略本部要綱

東近江市総合計画審議会 委員名簿

第2次東近江市総合計画後期基本計画  
策定体制

策定経過

## 第1章 ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

### ●政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                           | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方                            | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|---------------------------------|---------------|---------------|--|-------------------------------------|---|-------------|----|----|
|                |          |                                 |               |               |  |                                     |   | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | 協働のまちづくりができていると考える市民の割合(市民意識調査) | 16.7%         | 21.0%         | 市民意識調査で、「協働のまちづくり」について「できている」「ある程度できている」と回答した人の割合                                  | 協働のまちづくりができているかを見る指標として設定します。       | 基準値の2割増を目指します。  |             |    |    |
| 1              | 2        | 市民活動への参加度(市民意識調査)               | 34.4%         | 38.0%         | 市民意識調査で、「自治会やまちづくり協議会等の地域活動又はNPOやボランティア等の活動」について「積極的に参加している」「できる限り参加している」と回答した人の割合 | 市民活動の広がりを見る指標として設定します。              | 基準値の1割増を目指します。  |             |    |    |
| 1              | 3        | 自治会活動への参加度(市民意識調査)              | 30.2%         | 34.0%         | 市民意識調査で、自治会活動に「積極的に参加している」「できる限り参加している」と回答した人の割合                                   | 自治会活動に参加ができているかを見る指標として設定します。       | 年1%の増加を目指します。   |             |    |    |
| 1              | 4        | 市民一人当たりの年間コミュニティセンター利用回数        | 1.95回(R2)     | 4.7回          | コミュニティセンター利用者数÷人口  | 地域住民にとって身近で安心して利用できるかを見る指標として設定します。 | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して利用率が低いため、目標値は令和元年度の実績(3.9回)から年間0.2回の増加を目指します。 |             |    |    |

### ●政策2 子どもが健やかに育つまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名         | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法                            | 指標設定の考え方                               | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------------------------|--|--|-------------|----|----|
|                |          |               |               |               |                                 |  |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | おむつ宅配による面談率   | 75.1%(R2)     | 80.0%         | 見守りおむつ宅配便における子育て家庭との面談実施率       | 子育て家庭への切れ目ない支援が充実しているかを見る指標として設定します。   | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。   |             |    |    |
| 1              | 2        | 学童保育所利用児童数    | 1,549人        | 1,723人        | 毎年4月1日現在の学童保育所利用児童数             | 放課後における子どもの健全な育成が図られているかを見る指標として設定します。 | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。   |             |    |    |
| 1              | 3        | ひとり親家庭相談件数    | 1,490件(R2)    | 1,639件        | ひとり親家庭の年間相談件数                   | ひとり親家庭へのきめ細やかな支援が充実しているかを見る指標として設定します。 | 基準値の10%増を目指します。  |             |    |    |
| 2              | 1        | 児童虐待対応児童件数    | 686件(R2)      | 822件          | 情報提供のあった要保護児童対策地域協議会管理ケースの件数    | 児童虐待が未然に防止されているかを見る指標として設定します。         | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により実態と比較しても少ないため、近年の最高値である平成30年度の実績(895件)より減少を目指します。 |             |    |    |
| 2              | 2        | 家庭児童相談員の関わり件数 | 28,397件(R2)   | 29,000件       | 情報提供における家庭児童相談員の関わり件数(来所・訪問・電話) | 子育て家庭への不安が軽減できているかを見る指標として設定します。       | 家庭児童相談員の支援や相談対応の充実による件数増(平成27年度から令和元年度の増加割合と同程度の伸び率)を目指します。                  |             |    |    |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名           | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法                      | 指標設定の考え方                           | 目標値の<br>設定根拠                       | 参考数値(他市・県等)                          |           |               |
|----------------|----------|-----------------|---------------|---------------|---------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|-----------|---------------|
|                |          |                 |               |               |                           |                                    |                                    | 値                                    | 年度        | 内容            |
| 3              | 1        | 待機児童数           | 26人           | 0人            | 毎年4月1日現在の認定こども園・保育所等待機児童数 | 充実した幼児教育・保育が提供できているかを見る指標として設定します。 | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 |                                      |           |               |
| 3              | 2        | 子育て支援拠点利用人数(親子) | 48,629人(R2)   | 70,962人       | 子育て支援拠点施設の年間延べ利用人数        | 子育て支援体制が充実しているかを見る指標として設定します。      | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 |                                      |           |               |
| 4              | 1        | 2号・3号認定の利用定員    | 2,750人        | 2,908人        | 2号・3号認定の利用定員              | 保育ニーズ等が充足できているかを見る指標として設定します。      | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 |                                      |           |               |
| 4              | 2        | 学童保育所数          | 38箇所          | 43箇所          | 学童保育所数                    | 利用ニーズに適した施設が整備されているかを見る指標として設定します。 | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 | 小学校数<br>220箇所<br>学童保育<br>所数<br>312箇所 | 令和<br>2年度 | 滋賀県内の<br>整備状況 |

### ●政策3 未来を創造するひとをつくるまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                      | 基準値<br>(R3年度)                        | 目標値<br>(R7年度)                | 算出方法   | 指標設定の考え方   | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等)                  |                               |      |
|----------------|----------|----------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--|--|---|------------------------------|-------------------------------|------|
|                |          |                            |                                      |                              |  |  |   | 値                            | 年度                            | 内容   |
| 1              | 1        | 通学路安全対策への満足度(市民意識調査)       | 36.6%                                | 40.0%                        | 市民意識調査で、「児童生徒の通学路の安全確保」について「できている」「どちらかといえばできている」と回答した人の割合       | 通学路安全が確保されているかを見る指標として設定します。   | 通学路に関する市民意識が高まっており、危険箇所改善要望件数が増える見込みであることから、年1%程度の増加を目指します。 |                              |                               |      |
| 2              | 1        | 学校施設長寿命化計画に基づく施設改修箇所数      | 1/8校                                 | 8/8校                         | 義務教育施設(小学校22校、中学校9校)の中で、長寿命化計画により令和7年度までに改修する施設の割合               | 安全で快適な学習環境を提供できているかを見る指標として設定します。  | 東近江市学校長寿命化(個別施設)計画で定める目標値を目指します。                            |                              |                               |      |
| 3              | 1        | 児童・生徒の不登校率                 | 小0.96%<br>中3.57%<br>(R1実績:<br>R3公表値) | 小学校<br>0.80%<br>中学校<br>3.21% | 病気休暇等を除き30日以上欠席している小中学校の児童・生徒の割合                                 | 子どもたちにとって魅力ある学校となっているかを見る指標として設定します。   | 小学校は令和元年度実績の全国平均値、中学校は市の基準値の1割減を目指します。                      | 小0.8%<br>中3.9%               | 令和元<br>年度実績<br>(令和3年<br>度公表値) | 全国平均 |
| 3              | 2        | 児童・生徒の読書冊数                 | 小学校<br>9.5冊<br>中学校<br>4.5冊<br>(R2)   | 小学校<br>11.3冊<br>中学校<br>4.7冊  | 子供の読書活動に関する調査(毎年5月1ヶ月間の読書冊数)                                     | 全国学力・学習状況調査結果報告において、読書時間や読書冊数の多い児童・生徒の平均正答率が高いことや読書には生きる力を育み、知的好奇心の醸成や安らぎのある時間を過ごすことにも関連があることから指標として設定します。 | 令和元年度全国平均値を目指します。   | 小学校<br>11.3冊<br>中学校<br>4.7冊  | 令和<br>元年度                     | 全国平均 |
| 3              | 3        | 個別の指導計画作成率                 | 小学校<br>90.0%<br>中学校<br>87.6%         | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%   | 学校が特別な支援を要すると考えるケースにおける個別指導計画書の作成率                               | 支援が必要な子どもにきめ細かい対応ができているかを見る指標として設定します。   | 家庭事情により作成できないケースを除く全てのケースの作成を目指します。                         | 小学校<br>85.6%<br>中学校<br>77.8% | 平成<br>30年度                    | 全国平均 |
| 3              | 4        | 学校への復帰率                    | 64.7%<br>(R2)                        | 60%以上                        | 子どもオアシスに通室している児童・生徒のうち、年度末の時点で定期的に学校に登校できるようになった割合               | きめ細かな支援ができてきているかを見る指標として設定します。   | 毎年60%以上を目指します。  |                              |                               |      |
| 4              | 1        | 学校給食地場産農産物利用率              | 42.2%<br>(R2)                        | 45.0%                        | 学校給食で地場産農産物が使用されている割合  | 地産地消の推進状況を見る指標として設定します。  | 現況及び取組状況から45%の利用率を目指します。                                    | 29.1%                        | 令和<br>3年度                     | 県内平均 |
| 5              | 1        | 人権に関する講座等に参加した人の割合(市民意識調査) | 25.1%                                | 31.0%                        | 市民意識調査で、「この一年間に職場、市又は地区等が開催する人権に関する講座や講演、研修等」について「参加した」と回答した人の割合 | 人権学習に対する意識の高さを見る指標として設定します。  | 年2%の増加を目指します。   |                              |                               |      |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                    | 基準値<br>(R3年度)                  | 目標値<br>(R7年度)              | 算出方法  | 指標設定の考え方                                     | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|--------------------------|--------------------------------|----------------------------|---|--|--|-------------|----|----|
|                |          |                          |                                |                            |   |  |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 5              | 2        | 青少年育成推進事業への若者の協力者数       | 69人<br>(R2)                    | 83人                        | 成人式実行委員会に関わる若者の数やまの子キャンプに関わる若者の数  | 将来地域で活躍することが期待される若者が事業に参加しているかを見る指標として設定します。 | 基準値の2割増を目指します。   |             |    |    |
| 5              | 3        | 市民講師による生涯学習出前講座の実施回数     | 93回<br>(R1)                    | 112回                       | 生涯学習出前講座のうち市民講師による講座の実施回数   | 学習成果が社会でいかにされているかを見る指標として設定します。              | 基準値の2割増を目指します。   |             |    |    |
| 5              | 4        | 美術展覧会の入場者                | 1,003人<br>(R2)                 | 1,304人                     | 市美術展覧会の入場者数   | 文化芸術に対する意識の高さを見る指標として設定します。                  | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して利用率が低いため、目標値は令和元年度の実績(1,087人)から2割の増加を目指します。          |             |    |    |
| 6              | 1        | 図書館実利用率                  | 17.2%<br>(R2)                  | 20.5%                      | 全市民に占める、1年に1回以上図書館を利用した人の割合   | 図書館の利用状況を見る指標として設定します。                       | 基準値の3.3%増を目指します。   |             |    |    |
| 7              | 1        | 博物館利用者数                  | 21,281人<br>(R2)                | 41,000人                    | 各博物館の利用者累計数   | デジタルコンテンツを含め、博物館の利用度・必要度を見る指標として設定します。       | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により実態と比較しても少ないため、前期基本計画期間の平均値37,000人(平成29年度～令和2年度)の1割増を目指します。  |             |    |    |
| 7              | 2        | 市内指定文化財件数                | 303件                           | 311件                       | 指定文化財件数   | 文化財が将来へ継承されているかを見る指標として設定します。                | 年2件の新規指定を目指します。  |             |    |    |
| 7              | 3        | 文化財啓発事業の参加者人数            | 1,600人<br>(R2)                 | 2,450人                     | 文化財啓発事業参加者の累計数  | 文化財がどの程度活用されているのかを見る指標として設定します。              | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により過去の実績と比較して少ないため、前期基本計画期間の平均値2,200人(平成29年度～令和2年度)の1割増を目指します。 |             |    |    |
| 8              | 1        | 成人の週1回以上のスポーツ実施率(市民意識調査) | 1回以上<br>49.2%<br>3回以上<br>26.3% | 1回以上<br>65%<br>3回以上<br>30% | 市民意識調査で、「スポーツやレクリエーション等の運動(散歩やラジオ体操なども含む)」について「週3回以上」「週1～2回」と回答した人の割合(ただし、1回以上は、「週3回以上」と「週1～2回」の合計) | スポーツが気軽にされているかを見る指標として設定します。                 | スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画で定める目標値を目指します。  |             |    |    |
| 8              | 2        | —                        | —                              | —                          | —   | —  | —  |             |    |    |

## 第2章 くらし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

### ●政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                          | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方                   | 目標値の<br>設定根拠 | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|--------------------------------|---------------|---------------|--|----------------------------|--------------|-------------|----|----|
|                |          |                                |               |               |  |                            |              | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | 地域での助け合いができていると思う市民の割合(市民意識調査) | 46.8%         | 50.0%         | 市民意識調査で、「身近な地域で住民同士の助け合い」について「できている」「どちらかといえばできている」と回答した人の割合 | 地域の福祉力向上の度合いを見る指標として設定します。 | 50%を目指します。   |             |    |    |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                               | 基準値<br>(R3年度)              | 目標値<br>(R7年度)              | 算出方法   | 指標設定の考え方   | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|-------------------------------------|----------------------------|----------------------------|--|--|--|-------------|----|----|
|                |          |                                     |                            |                            |  |  |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 2        | ボランティア活動参加者数                        | 2,964人<br>(R2)             | 3,850人                     | 社会福祉協議会におけるボランティア保険加入者数                                    | ボランティア活動など地域福祉への意識の高さを見る指標として設定します。                                      | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較しても少ないため、令和元年度の実績値(3,437人)から年100人程度の増加を目指します。    |             |    |    |
| 2              | 1        | 訪問計画数達成割合                           | 94.6%                      | 100%                       | 訪問格付の訪問頻度に対する実績割合  | 受給者の生活実態が適正に把握できているかを見る指標として設定します。                                       | 100%を目指します。  |             |    |    |
| 3              | 1        | 地域包括支援センターからの訪問件数                   | 520件                       | 620件                       | 地域包括支援センターの訪問件数  | 地域包括支援センターからの主体的な訪問件数の増減により、センター業務の充実度を見る指標として設定します。                     | 年間20件の増加を目指します。  |             |    |    |
| 3              | 2        | 支援による就労決定件数                         | 32件<br>(R2)                | 35件                        | 就労支援対象者のうち、就労に結びついた件数                                      | 生活困窮からの脱却を見る指標として設定します。  | 基準値の1割増を目指します。   |             |    |    |
| 4              | 1        | 地域サロン事業の実施箇所数                       | 132箇所<br>(R2)              | 246箇所                      | 地域サロンの実施箇所数  | 地域に高齢者の居場所があり、地域で活躍できているかを見る指標として設定します。                                  | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して実施箇所数が少ないため、目標値は令和元年度の実績(226回)から年間5回の増加を目指します。 |             |    |    |
| 4              | 2        | 地域密着型サービス施設整備率                      | 90.7%                      | 100%                       | 地域密着型サービス施設総数の実績数÷第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備計画数×100 | 住み慣れた地域で暮らすための施設整備の進捗状況を見る指標として設定します。                                    | 第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備計画の100%完了を目指します。                                |             |    |    |
| 4              | 3        | 給付費実績値の計画値に対する割合                    | 99.9%                      | 100%<br>以下                 | 保険給付費実績値÷保険給付費計画値×100                                      | 介護保険事業が円滑に運営できたかどうかを見る指標として設定します。  | 第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で定める目標値を目指します。  |             |    |    |
| 5              | 1        | 障害者に対する理解度(市民意識調査)                  | 18.7%                      | 30.0%                      | 市民意識調査で、「障害者に対する理解」について「かなり進んできた」「ある程度進んできた」と回答した人の割合      | 障害者に対する理解の進捗を見る指標として設定します。   | 30%を目指します。   |             |    |    |
| 5              | 2        | 障害者グループホーム利用者数                      | 189人<br>(R2)               | 209人                       | 年間のグループホーム利用者数   | 障害者が自立生活を送ることができているかを見る指標として設定します。                                       | 定員5人×4施設の新設・利用増を目指します。   |             |    |    |
| 5              | 3        | 障害者の権利擁護事業利用者数                      | 187人<br>(R2)               | 207人                       | 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用者数                                | 障害児(者)が安心して生活できる権利が保障されているかを見る指標として設定します。                                | 毎年5人の新規利用を目指します。   |             |    |    |
| 6              | 1        | 発達相談・教育相談の件数                        | 1,933件                     | 2,600件                     | 年間の発達相談と教育相談の件数  | 切れ目なくきめ細やかな相談・支援ができているかを見る指標として設定します。                                    | 2,600件を目指します。  |             |    |    |
| 7              | 1        | 健康づくりに取り組んでいる人の割合(市民意識調査)           | 46.3%                      | 50.3%                      | 市民意識調査で、「健康づくりの取組」について「取り組んでいる」と回答した人の割合                   | 健康づくりへの意識の高さを見る指標として設定します。   | 基準値の4%増を目指します。   |             |    |    |
| 7              | 2        | 高血圧の改善(中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合の減少) | 男性:<br>9.7%<br>女性:<br>7.2% | 男性:<br>6.0%<br>女性:<br>4.0% | 特定健診受診者のうち、中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合                        | 脳血管疾患、人工透析、心筋梗塞及び狭心症による受療者の医療費が高いため、その原因となる高血圧の数値が改善されているかを見る指標として設定します。 | 健康ひがしおのみ21(第3次)で定める目標値を目指します。  |             |    |    |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                          | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|--------------------------------|---------------|---------------|--|---|---|-------------|----|----|
|                |          |                                |               |               |  |   |   | 値           | 年度 | 内容 |
| 7              | 3        | 80歳の高齢者が週1回以上外出している割合          | 13.4%         | 17.4%         | 「80歳の高齢者が週1回以上外出している人数」÷「80歳の人口」×100<br>※市高齢者実態把握調査で把握<br>※介護サービスによる外出は除く。 | 住民主体で身近な地域での通いの場づくりの支援を行うことで、社会参加の意欲の醸成と地域や家庭における役割の維持及び孤立化の防止を目指す指標として設定します。 | 第8期東近江市高齢者保健福祉計画で定める目標値を目指します。  |             |    |    |
| 7              | 4        | 麻しん風しんの予防接種率(第1期、第2期)          | 90.0%         | 95.0%         | 接種者数を対象者数で除した数   | 麻しん風しん共にワクチンの効果が非常に高いため、麻しん風しんの免疫を獲得できているかを見る指標として設定します。                      | 麻しん排除のためには2回の予防接種率をそれぞれ95%以上に上げる必要があるとされているため目標値とします。また、混合ワクチンのため、風しんの予防接種率も同率を目標値とします。 |             |    |    |
| 8              | 1        | 病院や救急時の医療体制に満足している人の割合(市民意識調査) | 48.8%         | 60.0%         | 市民意識調査で、「医療体制の満足度」について満足と答えた人の割合   | 市民が地域医療に満足しているかを見る指標として設定します。   | 60%を目指します。  |             |    |    |

### ●政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                                | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法  | 指標設定の考え方                                 | 目標値の<br>設定根拠                         | 参考数値(他市・県等) |        |  |
|----------------|----------|--------------------------------------|---------------|---------------|---|--|--------------------------------------|-------------|--------|--|
|                |          |                                      |               |               |   |  |                                      | 値           | 年度     | 内容                                     |
| 1              | 1        | 国民健康保険料収納率                           | 95.5%         | 95.5%以上       | 国民健康保険料収納額/調定額×100  | 適正な事務が行えているかを見る指標として設定します。               | 95.5%以上を目指します。                       | 94.5%       |        | 第2期国民健康保険運営方針で示された収納率の目標値              |
| 1              | 2        | 後期高齢者医療保険料収納率                        | 99.7%         | 99.7%以上       | 後期高齢者医療保険料収納額/調定額×100   | 適正な事務が行えているかを見る指標として設定します。               | 99.7%以上を目指します。                       | 99.64%      | 令和3年度  | 滋賀県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画で示された目標収納率    |
| 1              | 3        | 医療費受給券資格管理率                          | 100%          | 100%          | 受給券対象者案内から判定後の受給券対象者/受給券発行者数×100  | 全ての資格管理が適正に行われているかを見る指標として設定します。         | 100%を目指します。                          |             |        |  |
| 1              | 4        | 国民年金制度広報回数                           | 12回/年         | 12回/年以上       | 年間の広報回数   | 国民年金制度の啓発ができていないかを見る指標として設定します。          | 年12回以上の広報発行回数を目指します。                 |             |        |  |
| 1              | 5        | 介護保険料収納率                             | 99.5%         | 99.5%         | 介護保険料収納額/調定額×100  | 適正な事務が行えているかを見る指標として設定します。               | 第8期東近江市介護保険事業計画で定める目標値(予定収納率)を目指します。 | 99.5%       |        | 第8期東近江市介護保険事業計画で示された予定収納率              |
| 2              | 1        | コンビニエンスストア等における証明書交付割合               | 14.6%         | 35.0%         | コンビニ交付機及び自動交付機による証明書交付件数÷全体の証明書交付件数                                     | 利便性が向上し、窓口手続きの負担が軽減されているかを見る指標として設定します。  | 年5%の増加を目指します。                        |             |        |  |
| 3              | 1        | 人権が尊重されているまちだと思う割合(市民意識調査)           | 24.6%         | 33.0%         | 市民意識調査で、「人権が尊重されているまちになっているか」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合         | 人権が尊重された明るく住みよいまちであるかを見る指標として設定します。      | 年2%の増加を目指します。                        | 55.4%       | 平成28年度 | 人権に関する県民意識調査                           |
| 3              | 2        | 「社会全体における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の割合  | 15.2%(R2)     | 27.0%         | 男女共同参画に関する市民意識調査で、「男女の地位はどの程度平等になっているか」という設問に、「社会全体で」「平等である」と回答した人の割合   | 社会全体において、男女の地位が平等になっているかを見る指標として設定します。   | 年3%の増加を目指します。                        | 21.2%       | 令和元年度  | 第5次男女共同参画基本計画(国)<br>パートナーシッププラン2025(県) |
| 4              | 1        | 法律相談や登記相談等が受けられることを知っている人の割合(市民意識調査) | 44.9%         | 50.0%         | 市民意識調査で、「市役所で暮らしの困りごとに関して法律相談や登記相談を受けられることを知っているか」について、「知っている」と回答した人の割合 | 市民の暮らしの困りごとに対し、適切に支援できているかを見る指標として設定します。 | 50%を目指します。                           |             |        |  |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名   | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法  | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠           | 参考数値(他市・県等) |       |     |
|----------------|----------|---|---------------|---------------|---|---|------------------------|-------------|-------|-----|
|                |          |   |               |               |   |   |                        | 値           | 年度    | 内容  |
| 4              | 2        | 消費生活センターに対する認知度(市民意識調査)                               | 51.0%         | 60.0%         | 市民意識調査で、「消費者トラブルに巻き込まれたときや、多重債務に陥ったときの相談窓口として、市役所内に消費生活センターがあることを知っているか」について、「知っている」と回答した人の割合 | 消費者トラブルに巻き込まれたとき、早期相談につなげることができるかを見る指標として設定します。                   | 60%を目指します。             |             |       |     |
| 4              | 3        | 在住外国人通訳受付相談件数   | 5,254件(R2)    | 5,500件        | 年間の窓口外国人への支援件数  | 在住外国人の負担を軽減できているかを見る指標として設定します。                                   | 5,500件を目指します。          |             |       |     |
| 5              | 1        | 清掃美化活動の参加者数   | 650人          | 1,000人        | 清掃美化活動に参加した市民の数   | 清掃活動への参加等、市民の環境美化に対する意識の高さを見る指標として設定します。                          | 1,000人を目指します。          |             |       |     |
| 5              | 2        | 市民一人当たりのごみ量   | 800g/1日       | 780g/1日       | 1日当たりのごみ総排出量÷人口(1月1日現在住基)   | ごみの減量化と持続可能なごみ収集事業の確実性を見る指標として設定します。                              | 年0.5%の削減を目指します。        |             |       |     |
| 5              | 3        | ごみのリサイクル率   | 11.0%         | 13.9%         | 総資源化量÷年間ごみ総排出量×100  | リサイクルに対する市民意識の高さを見る指標として設定します。                                    | 年0.5%の増加を目指します。        |             |       |     |
| 6              | 1        | 自然と関わる人の割合(市民意識調査)                                    | 48.1%         | 50.7%         | 市民意識調査で、「暮らしや仕事等日々の営みの中で自然環境との関わりを感じているか」について、「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合                 | 暮らしや仕事など、日々の営みの中で自然環境との関わりが感じられているかを見る指標として設定します。                 | 年0.65%の向上を目指します。       |             |       |     |
| 7              | 1        | 自然環境・環境保全に対する満足度(市民意識調査)                              | 25.5%         | 30.0%         | 市民意識調査で、「東近江市の自然環境保全の取組について満足しているか」について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合                     | 森里川湖などの恵まれた自然環境に親しみを持ち、未来に引き継げる環境啓発が行えているかを見る指標として設定します。          | 年1%の向上を目指します。          |             |       |     |
| 7              | 2        | 再生可能エネルギー発電設備導入容量                                     | 114,790kW     | 140,000kW     | 経済産業省資料<br>固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入状況  | 市民のライフスタイルの転換を促進し、温室効果ガス排出量が削減できているかを見る指標として設定します。                | 年7,200kWの導入容量増加を目指します。 |             |       |     |
| 7              | 3        | 下水道又は農業集落排水区域外で、合併処理浄化槽管理組合を置く地域における浄化槽法定検査(法第11条)受検率 | 91.6%         | 92.4%         | 受検済浄化槽基数/設置済浄化槽基数(下水道又は農業集落排水区域外で、合併処理浄化槽管理組合を置く地域内)  | 生活雑排水による水環境の悪化を防止するため、法定検査受検の啓発を行い、水質保全の意識高揚が図れているかを見る指標として設定します。 | 年0.2%の向上を目指します。        |             |       |     |
| 7              | 4        | 公害苦情件数  | 172件          | 160件          | 市民から寄せられた公害に関する苦情相談件数   | 公害による不安のない良好な市民生活の環境を維持し、苦情が少ないまちとなっているかを見る指標として設定します。            | 年3件の減少を目指します。          |             |       |     |
| 7              | 5        | 市営墓地の維持管理に係る改善要望件数                                    | 2件            | 0件            | 市営墓地利用者から寄せられた維持管理に係る改善要望件数   | 市営墓地が適正に管理できているかを見る指標として設定します。                                    | 年1件の減少を目指します。          |             |       |     |
| 7              | 6        | 狂犬病予防注射接種率  | 60.1%         | 64.0%         | 予防注射済頭数/畜犬登録頭数  | 狂犬病予防注射の必要性についての啓発及び予防注射についての周知ができているかを見る指標として設定します。              | 年1%の向上を目指します。          | 68.7%       | 令和2年度 | 県全体 |
| 8              | 1        | 市内の交通事故件数   | 202件(R2)      | 150件          | 滋賀県警察本部発表の交通事故件数  | 交通の安全対策が確保されているかを見る指標として設定します。                                    | 年13件の減少を目指します。         |             |       |     |

●政策6 共につくり安全に暮らせるまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                 | 基準値<br>(R3年度)    | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法                          | 指標設定の考え方                | 目標値の<br>設定根拠           | 参考数値(他市・県等)          |       |             |
|----------------|----------|-----------------------|------------------|---------------|-------------------------------|-------------------------|------------------------|----------------------|-------|-------------|
|                |          |                       |                  |               |                               |                         |                        | 値                    | 年度    | 内容          |
| 1              | 1        | 自主防災組織の組織率            | 85.3%<br>(R2)    | 90.0%         | 組織されている地域の世帯数÷全世帯×100         | 防災意識の高さを見る指標として設定します。   | 年1%の増加を目指します。          | 84.3%                | 令和2年度 | 全国平均        |
| 1              | 2        | 出火率(人口1万人当たりの出火件数)    | 2.6件/万人<br>(R2)  | 2.0件/万人       | 年間出火件数÷人口(1月1日現在住基)×10,000人   | 火災予防意識の高さを見る指標として設定します。 | 全国で最も低い出火件数2.0件を目指します。 | 3.0件/万人<br>2.7件/万人   | 令和2年度 | 全国平均<br>滋賀県 |
| 1              | 3        | 犯罪率(人口1万人当たりの刑法犯認知件数) | 35.8件/万人<br>(R2) | 30.8件/万人      | 年間犯罪認知件数÷人口(1月1日現在住基)×10,000人 | 防犯意識の高さを見る指標として設定します。   | 年1件の削減を目指します。          | 48.5件/万人<br>42.5件/万人 | 令和2年度 | 全国平均<br>滋賀県 |

第3章 まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

●政策7 活力とにぎわいのあるまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                   | 基準値<br>(R3年度)          | 目標値<br>(R7年度)           | 算出方法                                | 指標設定の考え方                                  | 目標値の<br>設定根拠                         | 参考数値(他市・県等) |        |                            |
|----------------|----------|-------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------------------|---|--------------------------------------|-------------|--------|----------------------------|
|                |          |                         |                        |                         |                                     |   |                                      | 値           | 年度     | 内容                         |
| 1              | 1        | 農業振興地域内農用地の面積           | 9,318ha<br>(R2)        | 9,258ha                 | 毎年末の農振農用地区域内農地(耕地)面積                | 農振農用地区域内農地(耕地)の保全状況を見る指標として設定します。         | 滋賀県農業振興地域整備基本方針で定める目標値を目指します。        |             |        |                            |
| 1              | 2        | 農地の担い手への利用集積率           | 77.4%<br>(R2)          | 80.0%                   | 年度末の担い手農家(個人・団体)利用権設定・作業受託を行う農用地の面積 | 地域農業の生産体制が確立されているかを見る指標として設定します。          | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。           | 63.2%       | 令和2年度  | 農用地の担い手への利用集積率(滋賀県)        |
| 1              | 3        | 水田野菜の作付面積               | 270.2ha<br>(R2)        | 325.7ha                 | 年度末の水田野菜の作付面積(収穫時ベース)               | 高収益野菜の作付状況を見る指標として設定します。                  | 経営所得安定対策における営農計画で定める目標値を目指します。       |             |        |                            |
| 1              | 4        | 環境こだわり米の作付面積率           | 44.3%<br>(R2)          | 50.0%                   | 環境こだわり米の作付面積率                       | 環境農業の推進状況を見る指標として設定します。                   | 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画で定める目標値を目指します。      |             |        |                            |
| 1              | 5        | 乳牛・肉用牛の飼養頭数             | 2,537頭<br>(R2)         | 3,971頭                  | 毎年2月1日現在の飼養頭数                       | 飼養頭数の維持拡大の状況を見る指標として設定します。                | 東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画で定める目標値を目指します。      |             |        |                            |
| 1              | 6        | 愛知川に生息するカワウの数           | 2,740羽                 | 850羽                    | カワウ生息数調査(県)                         | カワウの食害被害から漁場環境の改善を見る指標として設定します。           | 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)で定める目標値を目指します。 | 12,829羽     | 令和3年5月 | 滋賀県カワウカウント調査               |
| 1              | 7        | 農業産出額(推計)               | 109.7億円<br>(H30)       | 140.0億円                 | 農林統計の農業産出額(推計)                      | 地産地消の推進状況を見る指標として設定します。                   | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。           | 641億円       | 平成30年度 | 農林統計の農業産出額(推計)(滋賀県)        |
| 2              | 1        | 市内産木材の搬出量               | 7,482m <sup>3</sup> /年 | 10,000m <sup>3</sup> /年 | 年間に市内の森林から搬出される木材の量                 | 森林が整備され、林業振興が図れているかを見る指標として設定します。         | 年間10,000m <sup>3</sup> の搬出量を目指します。   |             |        |                            |
| 2              | 2        | 農作物被害金額                 | 5,000千円/年              | 4,000千円/年               | 5,000千円/年×0.8=4,000千円/年             | 有害鳥獣対策が適切に講じられているかを見る指標として設定します。          | 市内の野生鳥獣による農作物被害を20%削減することを目指します。     |             |        |                            |
| 3              | 1        | 農業生産基盤の整備(ほ場整備)ができた割合   | 91.0%                  | 91.6%                   | ほ場整備実施済み面積の割合                       | 効率的な農業ができてきているかを見る指標として設定します。             | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。           | 89.4%       | 令和2年度  | 県のほ場整備率                    |
| 3              | 2        | 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積 | 7,208ha                | 7,300ha                 | 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積             | 農業施設の適切な維持管理が行われ、有効利用されているかを見る指標として設定します。 | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。           | 35,956ha    | 令和2年度  | 県内の世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積 |
| 4              | 1        | 再生利用が可能な荒廃農地面積          | 8.3ha                  | 6.1ha                   | 農地利用状況全体調査による再生利用が可能な荒廃農地           | 農地が適正に利用されているかを見る指標として設定します。              | 年0.2haの解消を目指します。                     |             |        |                            |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名  | 基準値<br>(R3年度)            | 目標値<br>(R7年度)    | 算出方法  | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等) |           |  |
|----------------|----------|--|--------------------------|------------------|---|---|---|-------------|-----------|--|
|                |          |  |                          |                  |   |   |   | 値           | 年度        | 内容   |
| 5              | 1        | 東近江市企業<br>内人権推進協<br>議会加入事業<br>所数                         | 114事業<br>所               | 126事業<br>所       | 毎年度末の東近江市<br>企業内人権教育推進<br>協会加入事業所数  | 誰もが働きやすく明<br>るい職場づくりがされ<br>ているかを見る指標<br>として設定します。 | 年3社以上の増<br>加を目指します。   |             |           |  |
| 5              | 2        | 利子補給制度<br>の利用件数  | 136件                     | 176件             | 平成28年度から令和<br>2年度の東近江市利<br>子補給制度の利用件<br>数の平均(経営改善・<br>新規開業の合計)              | 安定的な企業経営、企<br>業への支援状況を見る<br>指標として設定します。           | 年10件の伸びを<br>目指します。  |             |           |  |
| 5              | 3        | 勤労者互助会<br>加入者数   | 3,260人                   | 3,300人           | 毎年度末の東近江勤労<br>者互助会の加入者数   | 勤労者の福利厚生が<br>受けやすい環境にあ<br>るかを見る指標とし<br>て設定します。    | 令和2年度の加<br>入水準を目指し<br>ます。   |             |           |  |
| 5              | 4        | 事業所と求職<br>者のマッチン<br>グ件数(しごと<br>づくり応援セ<br>ンターマッチ<br>ング件数) | 20件<br>(R2)              | 100件<br>(累計)     | しごとづくり応援セン<br>ター利用者の年間採<br>用件数  | 雇用機会が増加して<br>いるかを見る指標と<br>して設定します。                | 年20件の増加を<br>目指します。  |             |           |  |
| 5              | 5        | 空店舗の利活<br>用件数(空店<br>舗の利活用補<br>助制度の活用<br>件数)              | 9件<br>(R2)               | 37件<br>(累計)      | 中心市街地及び商店<br>街におけるウェルカム<br>ショップ、中心市街地<br>空店舗再生支援事業、<br>空店舗改修支援事業<br>の年間活用件数 | 空店舗が活用されて<br>いるかを見る指標と<br>して設定します。                | 平成30年度から<br>令和2年度までの<br>中心市街地及び<br>商店街における<br>空店舗等の補<br>助制度活用実績<br>数の平均値(7<br>件)以上の増加<br>を目指します。                        |             |           |  |
| 6              | 1        | 新規企業立地<br>件数   | —                        | 延べ4件             | 企業進出に市が関<br>わった数  | 企業誘致の推進を見る<br>指標として設定します。                         | 年1社の企業誘<br>致を目指します。   | 19件         | 令和<br>2年度 | 工場立地動向<br>調査結果に基<br>づく新設立地<br>件数(滋賀県<br>分) |
| 7              | 1        | 東近江市観光<br>協会会員数  | 294会員<br>(R2)            | 334会員            | 東近江市観光協会<br>の会員数を算出   | 観光業に携わる担<br>い手数を見る指標と<br>して設定します。                 | 毎年10会員の増<br>加を目指します。  |             |           |  |
| 7              | 2        | 東近江市を訪<br>れた観光客数   | 2,049,200人<br>/年<br>(R2) | 3,100,000人<br>/年 | 観光施設、道の駅、イ<br>ベント等の日帰り観光<br>客数及びホテル等の宿<br>泊客数の合計を算出                         | 本市の観光を取り巻<br>く動向を把握する指<br>標として設定します。              | 基準値について<br>は、新型コロナウイルス<br>感染症の影響により<br>例年と比較して観光<br>客数が減少したた<br>め、目標値は<br>令和元年度の実<br>績(2,817,900<br>人)から1割増加<br>を目指します。 |             |           |  |

## ●政策8 市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名  | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方                                    | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|--|---------------|---------------|--|---|--|-------------|----|----|
|                |          |  |               |               |  |   |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | —  | —             | —             | —  | —   | —  |             |    |    |
| 1              | 2        | —  | —             | —             | —  | —   | —  |             |    |    |
| 2              | 1        | 道路整備計画<br>路線の整備率                             | 33.9%<br>(R2) | 45.6%         | 改良済延長/道路整<br>備計画(アクションプ<br>ログラム)延長×100                                     | 地域内交通の安全性と<br>利便性の向上を見る指<br>標として設定します。      | 道路整備計画<br>に基づく令和6<br>年度末整備率を<br>目標とします。<br>計画延長L=20.38km、整備<br>済延長L=9.3km<br>(45.6%) |             |    |    |
| 2              | 2        | 雨水排水整備<br>が十分でない<br>と思う市民の<br>割合(市民意<br>識調査) | 20.9%         | 10.4%         | 市民意識調査で、「雨<br>水排水の整備(身近<br>な水路等)」について<br>「不満」「どちらかと<br>いえば不満」と回答し<br>た人の割合 | 市民の安全な雨水排<br>水整備の進捗状況<br>を見る指標として設定<br>します。 | 5割減を目指し<br>ます。   |             |    |    |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                      | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法  | 指標設定の考え方                                | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等)          |        |        |
|----------------|----------|----------------------------|---------------|---------------|---|---|---|----------------------|--------|--------|
|                |          |                            |               |               |   |   |   | 値                    | 年度     | 内容     |
| 3              | 1        | 橋梁の適切な管理率                  | 97.5%         | 98.1%         | 橋梁点検に基づく健全判定Ⅰ(健全)・Ⅱ(予防保全段階)の橋梁数÷全橋梁数×100                                      | 安全な橋梁の適切な管理状況を見る指標として設定します。             | 橋梁長寿命化修繕計画で定める令和7年度末の適切な管理率を目標とします。全橋梁数663橋、修繕の必要がない橋梁数651橋(98.1%)    |                      |        |        |
| 3              | 2        | 河川愛護活動取組団体数                | 206団体(R2)     | 210団体         | 河川愛護活動実施団体数   | 地域での河川や水路の維持管理に関する市民意識の高さを見る指標として設定します。 | 年1団体増を目指します。  |                      |        |        |
| 3              | 3        | 急傾斜地崩壊対策率                  | 29.0%         | 31.2%         | 急傾斜地崩壊対策事業実施箇所数÷土砂災害危険箇所数(水防計画)×100   | 安全な斜面の確保の状況を見る指標として設定します。               | 令和7年末までに予定している急傾斜地崩壊対策率を目標とします。土砂災害危険箇所数93箇所、急傾斜地崩壊対策事業実施数29箇所(31.2%) |                      |        |        |
| 4              | 1        | 景観形成重点地区数                  | 1地区           | 3地区           | 景観形成重点地区の数  | 良好な景観形成が図れているかを見る指標として設定します。            | 2地区の指定を目指します。   |                      |        |        |
| 4              | 2        | 都市公園の面積                    | 80.9ha        | 82.1ha        | 都市公園開設面積の合計   | 市民の憩いの場の確保状況を見る指標として設定します。              | 都市公園条例に定める標準値を目指します。(人口1人当たり都市公園面積)                                   | 9.2m <sup>2</sup> /人 | 平成30年度 | 滋賀県    |
| 4              | 3        | 市街化区域内の未利用率                | 7.97%         | 7.47%         | 市街化区域(工業専用地域は除く)に占める空地の割合   | 都市機能の集約に向け、市街化区域内の未利用地の解消を見る指標として設定します。 | 空地において、年2haの利用増加を目指します。   |                      |        |        |
| 5              | 1        | 住宅の耐震化率                    | 82.3%(R2)     | 95.0%         | 住宅土地統計調査を基に昭和56年6月以前に建築されたもので耐震性が不十分な建築物を除いた住宅の割合                             | 地震災害に強い住まいであるかを見る指標として設定します。            | 東近江市既存建築物耐震改修促進計画で定める目標値を目指します。                                       | 95.0%                | 令和7年度  | 滋賀県目標値 |
| 6              | 1        | 公共建築物12条点検における是正が必要な施設数    | 85施設(R2)      | 65施設          | 要是正の指摘(重要度Cの指摘を除く。)があった施設数  | 公共建築物が適正に維持管理されているかを見る指標として設定します。       | 年5施設減を目指します。  |                      |        |        |
| 7              | 1        | 長寿命化計画に基づく市営住宅の改善率         | 0.0%          | 67.3%         | 東近江市市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的修繕、改善事業等を実施していく市営住宅のうち、その実施が完了した市営住宅の割合                | 安全で快適に暮らせるよう整備された市営住宅の割合を見る指標として設定します。  | 東近江市市営住宅等長寿命化計画に基づき設定します。   |                      |        |        |
| 7              | 2        | 新築戸建住宅数                    | 406棟          | 400棟          | 「固定資産の価格等の概要調査等報告書」(総務省)における新増分家屋に関する調の第31表の木造専用住宅と第32表の非木造住宅・アパート軽量鉄骨造の棟数の合計 | 住宅取得に係る支援の効果を見る指標として設定します。              | 令和3年度の水準を維持することを目指します。  |                      |        |        |
| 7              | 3        | 適正に管理されている空家等率             | 75.8%(R2)     | 80.0%         | (そのまま活用できる空家等数+修繕すれば活用できる空家等数)÷総空家等数×100                                      | 適正に管理されている空家等の割合を見る指標として設定します。          | 空家等総数の80%を目指します。  |                      |        |        |
| 8              | 1        | バス、鉄道等の公共交通に対する満足度(市民意識調査) | 14.4%         | 20.0%         | 市民意識調査で、「市内の鉄道やバス等の公共交通」について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合                | 公共交通の利便性を見る指標として設定します。                  | 年1%の増加を目指します。   |                      |        |        |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                  | 基準値<br>(R3年度)    | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法                          | 指標設定の考え方                    | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|------------------------|------------------|---------------|-------------------------------|-----------------------------|---|-------------|----|----|
|                |          |                        |                  |               |                               |                             |   | 値           | 年度 | 内容 |
| 8              | 2        | コミュニティバス及びデマンドタクシー利用者数 | 131,883人<br>(R2) | 170,000人      | 東近江市コミュニティバス及びデマンドタクシーの年間利用者数 | 公共交通の利用促進状況を見る指標として設定します。   | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して利用者が減少したため、目標値は令和元年度の実績(165,554人)から年間1,100人の増加を目指します。 |             |    |    |
| 8              | 3        | 放置自転車台数                | 38台<br>(R2)      | 0台            | 年間の放置自転車撤去台数                  | 公共交通関連施設の管理状況を見る指標として設定します。 | 年10台減を目指します。  |             |    |    |

### ●政策9 安全安心な上下水道のあるまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                               | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠                                   | 参考数値(他市・県等) |       |         |
|----------------|----------|-------------------------------------|---------------|---------------|--|---|--|-------------|-------|---------|
|                |          |                                     |               |               |  |   |  | 値           | 年度    | 内容      |
| 1              | 1        | 東近江市水道事業施設整備計画における「早急に更新が必要な管路」の更新率 | 18.6%         | 53.3%         | 「早急に更新が必要な管路」のうち、更新した管路の延長 ÷ 「早急に更新が必要な管路」の総延長(69km) | 上水道の安定供給に不可欠となる老朽管路更新の進捗状況を見る指標として設定します。              | 東近江市水道施設整備計画で定める「早急に更新が必要な管路」の令和7年度末更新率を目指します。 |             |       |         |
| 2              | 1        | 下水道水酸化率(人口)                         | 88.5%         | 88.9%         | 処理区域内水酸化人口/処理区域内人口                                   | 下水道を利用できる地域に住んでいる人のうち、実際に下水道へ接続している人の割合を見る指標として設定します。 | 年0.1%増を目指します。                                  | 94.0%       | 令和元年度 | 滋賀県水酸化率 |
| 3              | 1        | 農村下水道不明水率                           | 13.4%<br>(R2) | 11.4%         | (年間実処理排水量-年間有収水量)÷年間実処理排水量×100                       | 適正な維持管理がされているかを見る指標として設定します。                          | 2%減を目指します。                                     |             |       |         |

## 第4章 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

### ●政策10 戦略的な地域の創生

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                      | 基準値<br>(R3年度)   | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法  | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|----------------------------|-----------------|---------------|---|---|----------------|-------------|----|----|
|                |          |                            |                 |               |   |   |                | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | 東近江市に対する愛着度(市民意識調査)        | 65.3%           | 73.0%         | 市民意識調査で、「東近江市に対する愛着」について、「とても愛着がある」「やや愛着がある」と回答した人の割合 | 東近江市への愛着の高さを見る指標として設定します。                       | 年2%の増加を目指します。  |             |    |    |
| 1              | 2        | —                          | —               | —             | —   | —   | —              |             |    |    |
| 1              | 3        | 日本語指導ボランティアの登録者数           | 48人             | 52人           | 日本語指導ボランティアの登録者数                                      | 在住外国人と市民がお互いの文化や習慣等の理解を深めることができるかを見る指標として設定します。 | 年1人の増加を目指します。  |             |    |    |
| 1              | 4        | 市ホームページにおける統計に関する調査へのアクセス数 | 11,890件<br>(R2) | 15,000件       | 市ホームページのアクセス数   | 統計資料が広く活用されていることを見る指標として設定します。                  | 15,000件を目指します。 |             |    |    |
| 2              | 1        | 住みごこちに関する満足度(市民意識調査)       | 78.5%           | 83.5%         | 市民意識調査で、「東近江市の住みごこち」について「良い」「どちらかといえば良い」と回答した人の割合     | 東近江市の魅力や住みやすさを見る指標として設定します。                     | 5%増を目指します。     |             |    |    |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                              | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|------------------------------------|---------------|---------------|--|---|--|-------------|----|----|
|                |          |                                    |               |               |  |   |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 2              | 2        | 中心市街地の<br>往来者の人数                   | 9,603人        | 10,359人       | 歩行者自転車通行量<br>調査における八日市<br>駅前広場前、アピア<br>前、市役所前、八日市<br>図書館前、太子ホール<br>前の日中時間帯(午<br>前9時から午後5時ま<br>で)の歩行者、自転車<br>通行量(平日と休日の<br>合計数) | 中心市街地のにぎわ<br>いを見る指標として<br>設定します。  | 第2期東近江市<br>中心市街地活性<br>化基本計画で定<br>める目標値を目<br>指します。  |             |    |    |
| 2              | 3        | エコツアーの<br>参加者数                     | 373人<br>(R2)  | 2,100人        | 東近江市エコツーリ<br>ズム推進全体構想に<br>基づくエコツアーへ<br>の参加者数   | 鈴鹿山脈から琵琶湖<br>まで、森里川湖のつな<br>がりを見たい、人と自<br>然のかかわりが深化<br>しているかを見る指<br>標として設定します。 | 基準値につい<br>ては、新型コロナ<br>ウイルス感染症<br>の影響により例<br>年と比較してツ<br>アー参加者が減<br>少したため、目<br>標値は令和元<br>年度の実績(692<br>人)から3倍の<br>参加者数を目<br>指します。 |             |    |    |
| 3              | 1        | 広報ひがしお<br>うみの内容満<br>足度(市民意<br>識調査) | 54.3%         | 62.3%         | 市民意識調査で、「市<br>の広報紙「広報ひが<br>しおうみ」の内容」に<br>ついて、「満足している」<br>「どちらかといえば満<br>足している」と回答し<br>た人の割合                                     | 行政情報や地域情報<br>が広く市民に届いて<br>いるかを見る指標と<br>して設定します。                               | 年2%の増加を<br>目指します。  |             |    |    |

### ●政策11 安定した行政経営

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                   | 基準値<br>(R3年度)   | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方   | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|-------------------------|-----------------|---------------|--|--|--|-------------|----|----|
|                |          |                         |                 |               |  |  |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | 職員の法規研<br>修受講者数         | 88人<br>(R2)     | 200人          | 年間の法規研修を受<br>講した職員数                                | 適正な法制執務を推<br>進できる体制を整え<br>ているかを見る指標<br>として設定します。               | 200人を目指し<br>ます。  |             |    |    |
| 1              | 2        | 保存文書箱数                  | 14,595箱<br>(R2) | 15,000箱<br>以下 | 保存文書箱数   | 公文書の保存管理が<br>精査できているかど<br>うかを見る指標とし<br>て設定します。                 | 公文書センター<br>における適正な<br>保存文書箱数<br>(15,000箱以下)<br>を目指します。 |             |    |    |
| 1              | 3        | 情報公開平均<br>処理日数          | 8.9日<br>(R2)    | 9日            | 年間に処理した公文<br>書公開請求書受付日<br>から公開決定日までの<br>期間の合計日数÷件数 | 情報公開の進捗状況<br>を見る指標として設<br>定します。                                | 平成26年度の水準<br>を維持すること<br>を目指します。                        |             |    |    |
| 2              | 1        | 職員数                     | 1,015人          | 1,049人        | 年度ごとの退職者及<br>び新規採用者の見込<br>数を基に算出した職<br>員数          | 安定的であり、計画的<br>かつ効率的な行政運<br>営を行うことができ<br>ているかを見る指標<br>として設定します。 | 職員定数条例に<br>基づき計画的な<br>人員確保を目指<br>します。                  |             |    |    |
| 2              | 2        | 健康診断受診率                 | 99.1%<br>(R2)   | 100%          | 健康診断受診者(人間<br>ドック含む。)÷健康診<br>断受診対象者×100            | 職員の健康管理を行<br>うことができているか<br>を見る指標として設<br>定します。                  | 全職員の受診を<br>目指します。                                      |             |    |    |
| 2              | 3        | 職員研修受講率                 | 91.6%<br>(R2)   | 97.0%         | 職員研修受講者÷職<br>員研修受講対象者×<br>100                      | 人材育成に向けた職<br>員研修の進捗状況<br>を見る指標として設<br>定します。                    | 過去5年間の最<br>高値(96.1%)<br>を上回る受講率<br>を目指します。             |             |    |    |
| 3              | 1        | 経常収支比率                  | 88.7%<br>(R2)   | 95%以下         | 経常経費に充当され<br>た経常一般財源の額<br>÷経常一般財源の総<br>額×100       | 財政構造の弾力性を<br>見る指標として設定<br>します。                                 | 財政健全化の視<br>点から95%以下<br>を目指します。                         |             |    |    |
| 4              | 1        | 管理瑕疵によ<br>る事故件数         | 0件<br>(R2)      | 0件            | 管理瑕疵による事故<br>件数                                    | 車両、土地、建物等の<br>公有財産を安全に利<br>用できているかを見<br>る指標として設定<br>します。       | 無事故を目指<br>します。   |             |    |    |
| 5              | 1        | —                       | —               | —             | —  | —  | —  |             |    |    |
| 6              | 1        | オンラインで<br>処理する行政<br>手続数 | 7業務             | 27業務          | オンラインで処理する<br>行政手続数                                | デジタル技術による<br>市民の利便性向上が<br>できているかを見<br>る指標として設定<br>します。         | 年5業務の増加<br>を目指します。                                     |             |    |    |

|   |   |                |           |       |                    |                                      |                    |  |  |  |
|---|---|----------------|-----------|-------|--------------------|--------------------------------------|--------------------|--|--|--|
| 6 | 2 | 電算システムで処理する業務数 | 92業務 (R2) | 104業務 | 電算システムで処理する業務数     | 総合的なコスト削減ができていないかを見る指標として設定します。      | 年3業務の電算処理を目指します。   |  |  |  |
| 6 | 3 | 情報の道を活用する事業者件数 | 14件 (R2)  | 18件   | 情報の道を活用して事業を行う事業者数 | ケーブルネットワークが有効に活用されているかを見る指標として設定します。 | 年1事業者の新たな活用を目指します。 |  |  |  |
| 7 | 1 | —              | —         | —     | —                  | —                                    | —                  |  |  |  |

### ●政策12 公平公正な課税と徴収

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名               | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法                                  | 指標設定の考え方                          | 目標値の<br>設定根拠                          | 参考数値(他市・県等) |       |         |
|----------------|----------|---------------------|---------------|---------------|---------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------|-------|---------|
|                |          |                     |               |               |                                       |                                   |                                       | 値           | 年度    | 内容      |
| 1              | 1        | 給与所得者の給与特別徴収による賦課割合 | 88.4% (R2)    | 93.0%         | 給与所得者のうちの特別徴収に係る納税義務者の割合              | 適正な賦課事務ができていないかを見る指標として設定します。     | 特別徴収義務者(事業所)の指定強化を継続することにより5%増を目指します。 |             |       |         |
| 2              | 1        | 固定資産税課税資料のデータ化率     | 30%           | 70%           | データ化が必要な固定資産税課税資料件数に対するデータ化された資料件数の割合 | 課税資料の適正な整備状況を見る指標として設定します。        | 70%を目指します。                            |             |       |         |
| 3              | 1        | 市税収納率(現年度分・過年度分)    | 98.1% (R2)    | 98.3%         | 市税調定額に対する収納額の割合                       | 公平で公正な市税の徴収ができていないかを見る指標として設定します。 | 直近5年間の最高収納率(98.3%)の維持を目指します。          | 96.1%       | 令和2年度 | 県内市町の平均 |

### ●政策13 議会・行政委員会

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名 | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法 | 指標設定の考え方 | 目標値の<br>設定根拠 | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|-------|---------------|---------------|------|----------|--------------|-------------|----|----|
|                |          |       |               |               |      |          |              | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | —     | —             | —             | —    | —        | —            |             |    |    |
| 2              | 1        | —     | —             | —             | —    | —        | —            |             |    |    |
| 3              | 1        | —     | —             | —             | —    | —        | —            |             |    |    |
| 4              | 1        | —     | —             | —             | —    | —        | —            |             |    |    |

## 第2次東近江市総合計画後期基本計画に関連する個別計画一覧

| 政策<br>基本<br>施策  | 計画・指針等の名称            | 策定<br>年度 | 計画期間   | 県計画等(関連計画)  | 根拠法令等                        | 所管部     | 備考 |
|---|----------------------|----------|--------|-------------|------------------------------|---------|----|
| 1-1   | 東近江市市民協働推進計画         | H25      | H26～R5 |             | 東近江市協働のまちづくり条例第19条           | 総務部     |    |
| 2-1<br>2-2<br>2-3<br>2-4<br>3-5<br>3-6                                    | 東近江市子ども・子育て支援事業計画    | R1       | R2～R6  |             | 子ども・子育て支援法第61条               | こども未来部  |    |
| 3-1<br>3-2<br>3-3<br>3-4<br>3-5<br>3-6<br>3-7<br>3-8                      | 東近江市教育振興基本計画         | R3       | R4～R8  |             | 教育基本法第17条                    | 教育部     |    |
| 3-1<br>8-2  | 東近江市通学路交通安全プログラム     | H26      |        |             | 任意                           | 教育部     |    |
| 3-2   | 東近江市公立学校等施設整備計画      | R3       | R3     |             | 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条 | 教育部     |    |
| 3-3<br>3-5<br>3-6   | 東近江市子ども読書活動推進計画第3次計画 | H29      | H30～R4 |             | 子ども読書活動の推進に関する法律第9条          | 教育部     |    |
| 3-4   | 東近江市学校給食基本計画         | R2       | R3～R7  |             | 食育基本法第18条                    | 教育部     |    |
| 3-2   | 東近江市学校長寿命化計画         | R2       | R3～R12 |             | 任意                           | 教育部     |    |
| 3-7   | 五個荘金堂伝統的建造物群保存地区保存計画 | H17      |        |             | 文化財保護法第143条                  | 文化スポーツ部 |    |
| 3-7   | 東近江市歴史文化基本構想         | H28      |        |             | 任意                           | 文化スポーツ部 |    |
| 3-7   | 文化的景観保存活用計画          | H29      |        |             | 文化財保護法第134条                  | 文化スポーツ部 |    |
| 3-7   | 史跡百済寺境内保存管理計画        | H23      |        |             | 文化財保護法第53条の2                 | 文化スポーツ部 |    |
| 3-7   | 史跡雪野山古墳保存活用計画        | H28      |        |             | 文化財保護法第53条の2                 | 文化スポーツ部 |    |
| 1-1<br>2-1<br>2-2<br>2-3<br>4-1<br>4-2<br>4-3<br>4-4<br>4-5<br>4-6<br>4-7 | 東近江市地域福祉計画           | R3       | R4～R8  | 滋賀県地域福祉支援計画 | 社会福祉法第107条                   | 健康福祉部   |    |
| 4-3<br>4-4<br>4-7   | 東近江市高齢者保健福祉計画        | R2       | R3～R5  |             | 老人福祉法第20条の8                  | 健康福祉部   |    |
| 4-3<br>4-4<br>4-7<br>5-1  | 東近江市介護保険事業計画         | R2       | R3～R5  |             | 介護保険法第117条                   | 健康福祉部   |    |

| 政策<br>基本<br>施策    | 計画・指針等の名称                         | 策定<br>年度        | 計画期間    | 県計画等(関連計画)            | 根拠法令等   | 所管部   | 備考 |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------|---------|-----------------------|---|-------|----|
| 4-3<br>4-5<br>4-6 | 東近江市障害者計画                         | R2              | R3~R8   |                       | 障害者基本法第11条第3項   | 健康福祉部 |    |
| 4-5<br>4-6        | 東近江市障害福祉計画                        | R2              | R3~R5   |                       | 障害者総合支援法第88条<br>第1項   | 健康福祉部 |    |
| 4-3<br>4-5<br>4-6 | 東近江市障害児福祉<br>計画                   | R2              | R3~R5   |                       | 児童福祉法第33条の20  | 健康福祉部 |    |
| 4-7               | 東近江市健康増進計画<br>健康ひがしおつみ21<br>(第3次) | H30             | H31~R5  | 健康いきいき21<br>ーしが推進プランー | 健康増進法第8条第2項   | 健康福祉部 |    |
| 4-7               | 東近江市食育推進計画<br>(第2次)               | H30             | H31~R5  | 滋賀県食育推進計画             | 食育基本法第18条第1項  | 健康福祉部 |    |
| 4-7               | 東近江市自殺対策計画                        | R1              | R2~R6   | 滋賀県自殺対策計画             | 自殺対策基本法第13条<br>第2項  | 健康福祉部 |    |
| 5-1               | 東近江市国民健康保険<br>保健事業等実施計画           | H29             | H30~R5  |                       | 国民健康保険法に基づく保<br>健事業の実施等に関する指<br>針第5<br>高齢者の医療の確保に関す<br>る法律第19条  | 市民環境部 |    |
| 3-5<br>5-3        | 東近江市人権施策基本<br>計画                  | H29             | H30~R4  |                       | 東近江市人権尊重のまちづ<br>くり条例第4条   | 市民環境部 |    |
| 5-3               | 東近江市男女共同参画<br>推進計画                | R3              | R4~R8   |                       | 男女共同参画社会基本法第<br>9条<br>配偶者からの暴力の防止及<br>び被害者の保護等に関する<br>法律第2条の3<br>女性の職業生活における活<br>躍の推進に関する法律第6条<br>東近江市男女共同参画推進<br>条例第8条 | 市民環境部 |    |
| 5-5               | 一般廃棄物(ごみ)処理<br>基本計画               | R2              | R2~R16  |                       | 廃棄物の処理及び清掃に関<br>する法律第6条   | 市民環境部 |    |
| 5-5               | 一般廃棄物処理実施<br>計画                   | 毎年<br>単年度<br>計画 |         |                       | 廃棄物の処理及び清掃に関<br>する法律第6条   | 市民環境部 |    |
| 5-5               | 東近江市生ごみ等リサ<br>イクル基本方針             | H18             |         |                       | 任意  | 市民環境部 |    |
| 5-6<br>5-7        | 東近江市環境基本計画                        | H28             | H29~R7  |                       | 東近江市民の豊かな環境と<br>風土づくり条例第9条  | 市民環境部 |    |
| 5-7               | 東近江市生活排水処理<br>基本計画                | R3              | R4~R13  | 滋賀県汚水処理施設整備<br>構想2016 | 廃棄物の処理及び清掃に関<br>する法律第6条   | 市民環境部 |    |
| 5-8               | 東近江市交通安全計画<br>(第11次)              | R3              | R3~R7   | 第11次滋賀県交通安全<br>計画     | 交通安全対策基本法第26条   | 市民環境部 |    |
| 5-7               | 東近江市地球温暖化対<br>策実行計画(事務事業<br>編)    | H30             | H31~R12 |                       | 地球温暖化対策の推進に関<br>する法律第21条  | 市民環境部 |    |
| 5-5               | 東近江市災害廃棄物処<br>理計画                 | R3              |         |                       | 任意  | 市民環境部 |    |
| 6-1               | 東近江市地域防災計画                        | H25             |         |                       | 災害対策基本法第42条   | 総務部   |    |
| 6-1               | 東近江市国民保護計画                        | H19             |         |                       | 武力攻撃事態等における国<br>民の保護のための措置に関<br>する法律第35条  | 総務部   |    |
| 6-1               | 東近江市業務継続計画<br>(BCP)【震災編】          | H27             |         |                       | 任意  | 総務部   |    |

| 政策<br>一<br>基本<br>施策   | 計画・指針等の名称              | 策定<br>年度 | 計画期間    | 県計画等(関連計画)           | 根拠法令等                                      | 所管部   | 備考 |
|---|------------------------|----------|---------|----------------------|--|-------|----|
| 6-1<br>8-1<br>8-2<br>8-3<br>8-4<br>8-5<br>8-6<br>8-7<br>9-1<br>9-2<br>9-3 | 東近江市国土強靱化計画            | H27      |         |                      | 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条 | 企画部   |    |
| 7-1<br>7-2<br>7-3<br>7-4  | 東近江市農村振興基本計画(アグリプラン)   | H28      | H28~R7  |                      | 任意(R2中間見直し)                                | 農林水産部 |    |
| 7-1<br>7-4  | 農業振興地域整備計画             | H30      | H31~R5  | 滋賀県農業振興地域整備基本方針      | 農業振興地域の整備に関する法律第8条                         | 農林水産部 |    |
| 7-1   | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 | R3       | R3~R12  | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 | 農業経営基盤強化促進法第6条                             | 農林水産部 |    |
| 7-1   | 東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画      | H28      | H28~R7  | 滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画     | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4                    | 農林水産部 |    |
| 7-2   | 東近江市森林整備計画             | H25      | H25~R4  |                      | 森林法第10条の5                                  | 農林水産部 |    |
| 7-2   | 東近江市特定間伐等促進計画          | R3       | R3~R12  |                      | 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第4項                | 農林水産部 |    |
| 7-2   | 森林病害虫等防除法に基づく地区実施計画    | H24      |         |                      | 森林病害虫等防除法第7条の10                            | 農林水産部 |    |
| 7-2   | 東近江地域鳥獣被害防止計画          | R2       | R2~R4   |                      | 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第4条        | 農林水産部 |    |
| 7-3   | 農業農村整備事業管理計画           | R3       | R4~R8   |                      | 県指定様式                                      | 農林水産部 |    |
| 7-7   | 東近江市観光戦略               | R3       | R4~R8   |                      | 任意   | 商工観光部 |    |
| 7-5   | 東近江市八日市公設地方卸売市場経営戦略    | R1       | R2~R11  |                      | 任意   | 商工観光部 |    |
| 8-1<br>8-2<br>8-3   | 東近江市道路整備基本計画           | H24      | H25~R14 |                      | 任意   | 都市整備部 |    |
| 8-2   | 東近江市道路整備アクションプログラム     | H30      | R1~R10  |                      | 任意   | 都市整備部 |    |
| 8-2   | 東近江市浸水対策下水道(雨水)基本計画    | H18      |         |                      | 下水道法第4条                                    | 都市整備部 |    |
| 6-1<br>7-2<br>8-2<br>8-3<br>10-1<br>10-2                                  | 辺地総合整備計画               | H29      | H30~R4  |                      | 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条      | 企画部   |    |
| 8-2   | 東近江市公共下水道(雨水)全体計画      | R2       | R2~R27  |                      | 任意   | 都市整備部 |    |
| 8-3   | 東近江市橋梁長寿命化修繕計画         | R1       | R1~R21  |                      | 任意   | 都市整備部 |    |
| 8-4   | 東近江市国土利用計画             | H29      | H30~R9  |                      | 国土利用計画法第8条                                 | 企画部   |    |
| 8-4   | 東近江市都市計画マスタープラン        | R2       | R2~R12  |                      | 都市計画法第18条の2                                | 都市整備部 |    |

| 政策<br>一<br>基本<br>施策 | 計画・指針等の名称                        | 策定<br>年度 | 計画期間    | 県計画等(関連計画) | 根拠法令等                                 | 所管部   | 備考 |
|---------------------|----------------------------------|----------|---------|------------|---------------------------------------|-------|----|
| 8-4                 | 東近江市景観計画                         | H22      |         |            | 景観法第8条                                | 都市整備部 |    |
| 8-4                 | 東近江市風景づくり基本計画                    | H22      |         |            | 東近江市風景づくり条例第6条                        | 都市整備部 |    |
| 8-4                 | 東近江市公園施設長寿命化計画                   | H26      | H27～R6  |            | 任意                                    | 都市整備部 |    |
| 8-4                 | 東近江市立地適正化計画                      | H28      |         |            | 都市再生特別措置法第81条                         | 都市整備部 |    |
| 8-5<br>8-6          | 東近江市既存建築物耐震改修促進計画                | H27      | H28～R7  |            | 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条                  | 都市整備部 |    |
| 8-7                 | 地域住宅計画(東近江市地域)                   | H31      | H31～R5  |            | 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法第6条 | 都市整備部 |    |
| 8-7                 | 東近江市公営住宅等長寿命化計画                  | R2       | R3～R12  |            | 任意                                    | 都市整備部 |    |
| 8-7                 | 東近江市空家対策計画                       | R2       | R3～R7   |            | 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条                  | 都市整備部 |    |
| 8-8                 | 東近江市地域公共交通計画                     | R3       | R4～R13  |            | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条               | 都市整備部 |    |
| 8-8                 | 東近江市コミュニティバス第5次計画                | R3       | R4～R8   |            | 任意                                    | 都市整備部 |    |
| 9-1                 | 東近江市水道事業ビジョン                     | H27      | H27～R7  |            | 国の「新水道ビジョン」に合わせた任意計画                  | 水道部   |    |
| 9-1                 | 東近江市水道事業施設整備計画(アセットマネジメント)       | H27      | H30～R14 |            | 市の水道事業ビジョンに合わせた任意計画                   | 水道部   |    |
| 9-1                 | 東近江市水道事業経営戦略                     | H30      | R1～R14  |            | 国の経営戦略策定ガイドラインによる策定(平成28年1月)          | 水道部   |    |
| 9-1                 | 東近江市水安全計画                        | H30      | R1～     |            | 国の水安全計画を推奨し任意策定                       | 水道部   |    |
| 9-2                 | 琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区)関連東近江市公共下水道事業計画 | S52      | S52～R7  |            | 下水道法第4条第1項                            | 水道部   |    |
| 9-2                 | 琵琶湖流域下水道(東北部処理区)関連東近江市公共下水道事業計画  | H24      | H24～R7  |            | 下水道法第4条第1項                            | 水道部   |    |
| 9-2                 | 東近江市下水道ストックマネジメント基本計画            | H30      | H30～R25 |            | 社会資本整備総合交付金                           | 水道部   |    |
| 9-2                 | 東近江市下水道総合地震対策計画                  | H29      | H29～R8  |            | 社会資本整備総合交付金                           | 水道部   |    |
| 9-2                 | 東近江市公共下水道事業経営戦略                  | H28      | R4～R13  |            | 公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年)          | 水道部   |    |
| 9-3                 | 東近江市農業集落排水事業経営戦略                 | R3       | R4～R13  |            | 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について(平成31年)         | 水道部   |    |
| 9-3                 | 東近江市農業集落排水事業地方公営企業法適用基本計画        | R3       | R3～R5   |            | 公営企業会計の適用の更なる推進について(平成31年)            | 水道部   |    |
| 9-3                 | 東近江市農業集落排水事業最適整備構想(永源寺地区)        | R2       | R3～R42  |            | 農山漁村地域整備交付金                           | 水道部   |    |
| 10-1                | 東近江市公共施設等総合管理計画                  | H28      | H29～R8  |            | インフラ長寿命化基本計画                          | 企画部   |    |

| 政策<br>基本<br>施策  | 計画・指針等の名称               | 策定<br>年度 | 計画期間   | 県計画等(関連計画) | 根拠法令等   | 所管部 | 備考 |
|---|-------------------------|----------|--------|------------|---|-----|----|
| 10-1  | 東近江市公共施設個別<br>施設計画      | R2       | R3～R8  |            | インフラ長寿命化基本計画  | 企画部 |    |
| 10-2  | 東近江市まち・ひと・<br>しごと創生総合戦略 | R1       | R2～R6  |            | まち・ひと・しごと創生法<br>第10条                                    | 企画部 |    |
| 2-1<br>2-3<br>3-3<br>3-6<br>3-8<br>4-5<br>4-6<br>4-7<br>4-8<br>5-6<br>6-1<br>7-1<br>7-5<br>7-6<br>7-7<br>8-2<br>8-8<br>10-1<br>10-2<br>10-3<br>11-2<br>11-6 | 東近江市定住自立圏<br>共生ビジョン     | R3       | R4～R7  |            | 定住自立圏構想推進要綱<br>第6                                       | 企画部 |    |
| 10-2  | 東近江市エコツーリズム<br>ム全体構想    | R3       | R3～    |            | エコツーリズム推進法第5条<br>第2項第1号                                 | 企画部 |    |
| 10-2  | 東近江市中心市街地活<br>性化基本計画    | R3       | R4～R8  |            | 中心市街地の活性化に関す<br>る法律第9条                                  | 企画部 |    |
| -   | 新市まちづくり計画               | H16      | H16～R6 |            | 地方自治法第252条の2<br>市町村の合併の特例に関す<br>る法律第6条                  | 企画部 |    |
| -   | 合併建設計画                  | H17      | H17～R7 |            | 地方自治法第252条の2<br>市町村の合併の特例に関す<br>る法律第6条                  | 企画部 |    |
| 11-2  | 東近江市人材育成基本<br>方針        | H28      |        |            | 任意  | 総務部 |    |
| 11-2  | 東近江市特定事業主行<br>動計画       | R2       | R3～R7  |            | 次世代育成支援対策推進法<br>第19条、女性の職業生活に<br>おける活躍の推進に関する<br>法律第19条 | 総務部 |    |
| 11-6  | 東近江市情報セキュリ<br>ティ基本方針    | H27      |        |            | 任意  | 総務部 |    |
| 11-6  | 東近江市情報セキュリ<br>ティ対策基準    | H27      |        |            | 任意  | 総務部 |    |

平成27年12月22日  
条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針で行政運営の基本方針として市長が定めるものをいう。
- (2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

3 市長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、東近江市総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、東近江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員25人以内で組織する。

(諮問及び答申)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画を策定又は変更(軽微なものは除く。)するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

2 審議会は、諮問された内容について調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定又は変更(軽微なものは除く。)するときは、議会の議決を得なければならぬ。

(総合計画の公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東近江市総合計画審議会条例の廃止)

2 東近江市総合計画審議会条例(平成17年東近江市条例第39号)は、廃止する。

平成27年12月22日  
規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市総合計画策定条例(平成27年東近江市条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 条例第5条に規定する東近江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(審議会の運営)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 5 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(軽微な変更)

第4条 条例第6条及び第7条に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更
- (2) 用語、名称等の変更、誤記の訂正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記載事項の趣旨の変更を伴わない変更

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第3条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。

● 審議会諮問文

東政策第935号  
令和3年3月19日

東近江市総合計画審議会  
会長 深尾昌峰 様

東近江市長 小椋正清

第2次東近江市総合計画について(諮問)

平成29年3月に策定の第2次東近江市総合計画の前期基本計画が令和3年度末で終了することから、基本構想の時点修正及び後期基本計画の策定について、東近江市総合計画審議会条例第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

● 審議会答申文

令和3年12月27日

東近江市長 小椋正清 様

東近江市総合計画審議会  
会長 深尾昌峰

第2次東近江市総合計画について(答申)

令和3年3月19日付け東政策第935号で諮問のありました、第2次東近江市総合計画基本構想及び後期基本計画について、当審議会では慎重に審議を重ね、別冊のとおり計画案を取りまとめましたので、東近江市総合計画策定条例第6条第2項の規定に基づき答申します。

計画の策定及び推進に当たっては、市民の声をしっかりと汲み取り、本答申の趣旨を十分尊重され「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向けて取り組まれることを希望します。

平成18年1月4日

訓令第2号

改正 平成18年4月1日訓令第9号

平成19年3月28日訓令第13号

平成22年11月1日訓令第34号

平成27年4月1日訓令第19号

令和2年4月1日訓令第13号

(設置)

第1条 東近江市総合計画の基本構想及び基本計画を策定するため、東近江市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画部次長をもって充てる。

3 委員は、部長級及び次長級の職にある者のうちから市長が指名する。

(職務)

第3条 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4条 策定委員会の下に、専門的事項を検討するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、委員長が職員のうちから指名する。

3 それぞれの部会に、調査及び研究作業を行うためワーキンググループを設置することができる。

4 部会長は、各部会における審議の経過、結果等について、策定委員会に報告しなければならない。

(関係職員の出席等)

第5条 策定委員会及び部会は、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求めて所掌事務について説明若しくは報告させることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成18年訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第13号)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により、この訓令の施行の際現に在職する収入役が、その任期中に限り、なお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則(平成22年訓令第34号)

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第19号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年訓令第13号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

平成26年11月28日

訓令第44号

改正 平成27年4月1日訓令第20号

平成28年4月1日訓令第7号

平成31年4月1日訓令第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や複雑多様化する地域課題の解決を目指した施策の全庁的な推進を図るため、東近江市政策推進戦略本部(以下「戦略本部」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 戦略本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 人口減少や複雑多様化する地域課題の解決を目指した施策の総合企画及び調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 戦略本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、政策監、危機管理監、部長(議会議務局長及び教育部長を含む。)及び理事の中から本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、戦略本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて戦略本部の下部組織として幹事会、分科会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第7条 戦略本部の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年11月28日から施行する。

附 則(平成27年訓令第20号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第10号)

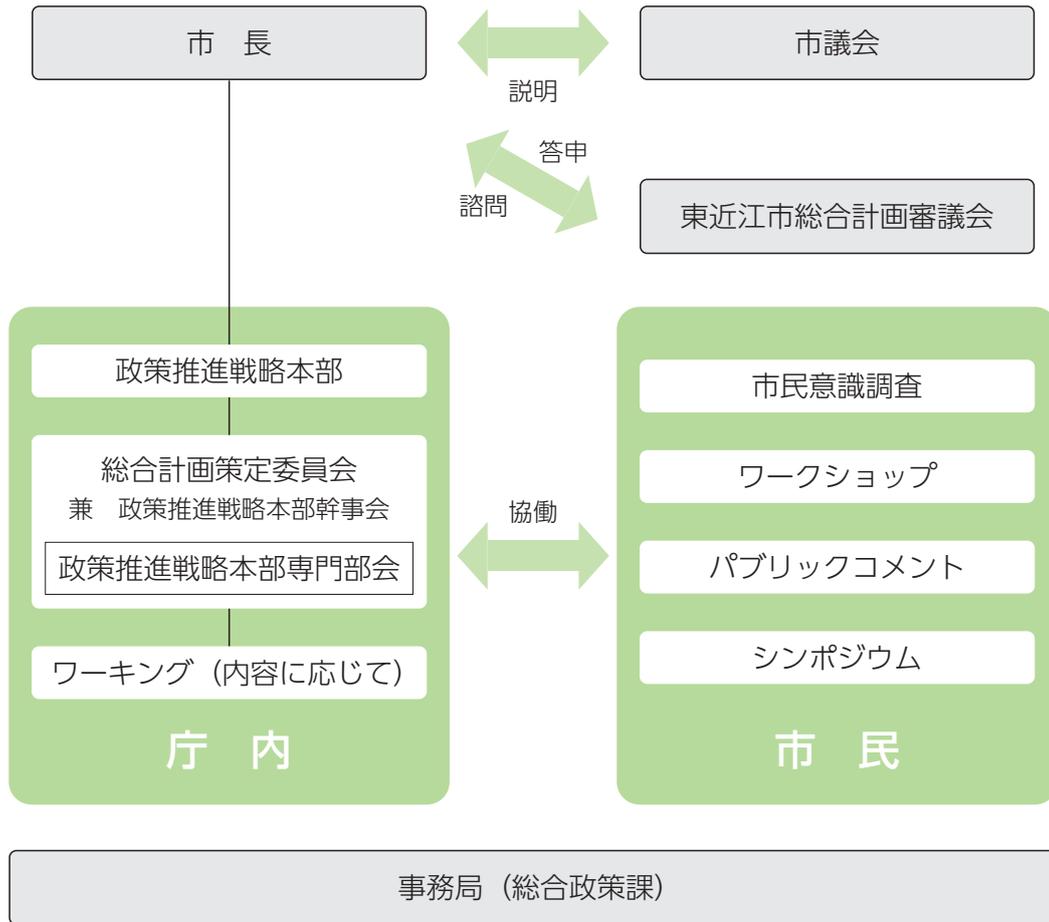
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

●東近江市総合計画審議会 委員名簿

|    | 分野    | 所属等                    | 氏名     | 備考  |
|----|-------|------------------------|--------|-----|
| 1  | 学識    | 龍谷大学 政策学部教授            | 深尾 昌峰  | 会長  |
| 2  | 商工    | 八日市商工会議所 副会頭           | 向 真史   | 副会長 |
| 3  | 商工    | 東近江市商工会 副会長            | 寺嶋 嘉孝  |     |
| 4  | 農業    | 東近江市農業委員               | 湯ノ口 絢也 |     |
| 5  | 林業    | 東近江市永源寺森林組合 企画事業課長     | 落部 弘紀  |     |
| 6  | 金融    | 湖東信用金庫 専務理事            | 矢島 之貴  |     |
| 7  | 観光    | 東近江市観光協会 理事            | 井上 由美  |     |
| 8  | 労働    | 日本電気硝子労働組合能登川支部 支部長    | 清水 健   |     |
| 9  | 報道    | 東近江ケーブルネットワーク(株) 常務取締役 | 村田 吉則  |     |
| 10 | まちづくり | 湖東地区まちづくり協議会 会長        | 小島 善雄  |     |
| 11 | 環境    | 滋賀県環境影響評価審査会委員         | 山崎 亨   |     |
| 12 | 福祉    | 東近江市社会福祉協議会 会長         | 大塚 ふさ  |     |
| 13 | 福祉    | 民生委員児童委員協議会 会長         | 山田 滋   |     |
| 14 | 福祉    | 社会福祉法人慈照会 カルナハウス 施設長   | 後藤 清   |     |
| 15 | こども   | びわこ学院大学教育福祉学部 講師       | 川副 知佐  |     |
| 16 | 教育    | 東近江市教育委員会 教育長職務代理者     | 青地 弘子  |     |
| 17 | 教育    | 愛知学泉大学 准教授             | 筒井 正   |     |
| 18 | 行政    | 東近江市 政策監               | 久田 哲哉  |     |

(順不同・敬称略)

■第2次東近江市総合計画後期基本計画策定体制



## 策定経過

令和2年度

|     | 総合計画審議会      | 政策推進戦略本部会議           | 政策推進戦略本部幹事会議<br>(兼 総合計画策定委員会) | 備考   |
|-----|--------------|----------------------|-------------------------------|--|
| 7月  |              | 7/3 第1回              | 7/1 第1回                       |  |
| 11月 |              |                      |                               | 11/10~11/24<br>市民意識調査  |
| 12月 |              |                      |                               | 12/10~12/21<br>若者を対象にした<br>まちづくりアンケート<br>12/24<br>大学生ワークショップ |
| 1月  |              |                      |                               | 1/20・26<br>まちづくり座談会<br>まちづくり協議会                              |
| 2月  |              | 2/12 第2回<br>2/26 第3回 | 2/10 第2回<br>2/25 第3回          |  |
| 3月  | 3/19 第1回(諮問) | 3/26 第4回             | 3/24 第4回                      |  |

令和3年度

|     | 総合計画審議会       | 政策推進戦略本部会議 | 政策推進戦略本部幹事会議<br>(兼 総合計画策定委員会) | 備考                   |
|-----|---------------|------------|-------------------------------|----------------------|
| 5月  |               | 5/27 第1回   | 5/26 第1回                      |                      |
| 6月  |               |            | 6/30 第2回                      | 6/21~7/5<br>市民意識調査   |
| 7月  | 7/5 第2回       | 7/1 第2回    |                               | 7/29~8/20<br>事業者意識調査 |
| 8月  | 8/30 第3回(※中止) | 8/20 第3回   | 8/18 第3回                      |                      |
| 10月 | 10/25 第3回     | 10/15 第4回  | 10/13 第4回                     |                      |
| 11月 | 11/22 第4回     | 11/19 第5回  | 11/17 第5回                     |                      |
| 12月 | 12/27 第5回(答申) | 12/24 第6回  | 12/22 第6回                     |                      |
| 2月  |               | 2/17 第7回   | 2/16 第7回                      |                      |

※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令に伴い、文書による意見照会とした。







## 第2次東近江市総合計画

令和4年(2022年)3月

発行／東近江市 編集／企画部企画課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

代表IP 050-5801-1234 電話 0748-24-1234 FAX 0748-24-1457



